（様式第１号）

地域活動支援印刷申込書

印刷日　　　　　　年　　　月　　日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者 | | 団体名 |  | | |
| 氏名 |  | | |
| 総代の印刷機  利用承認  ※町総代本人の場合は、同上を〇で囲ってください | | 総代氏名 | 同上  　　　　　　　　　　　　　　　　印  ※総代の自署でない場合は押印が必要です。 | | |
| 町内会名 |  | | |
| 製版回数  （原稿枚数） |  | | | 印刷枚数 |  |

**●　印刷機使用上の注意**

１　印刷用紙は持込をお願いします。

２　印刷物を１部提出していただきます。

３　**学区総代会・町内会・総代が把握している公共的地縁組織の活動に限り**、

無料で印刷機を利用することができます。

４　営業活動、宗教活動、政治活動、学校行事を目的としたものは印刷できません。

５　大平、東部、六ツ美は支所窓口へ申込書を提出してください。

※支所閉館時は、各市民センターで申込書の受付をします。

記載例（総代の場合）

（様式第１号）

地域活動支援印刷申込書

印刷日　　令和〇　年　〇　月　〇　日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者 | | 団体名 | 〇〇町内会 | | |
| 氏名 | 〇〇　〇〇 | | |
| 総代の印刷機  利用承認  ※町総代本人の場合は、同上を〇で囲ってください | | 総代氏名 | 同上  　　　　　　　　　　　　　　　　印  ※総代の自署でない場合は押印が必要です。 | | |
| 町内会名 |  | | |
| 製版回数  （原稿枚数） | １０ | | | 印刷枚数 | ２００ |

**●　印刷機使用上の注意**

１　印刷用紙は持込をお願いします。

２　印刷物を１部提出していただきます。

３　**学区総代会・町内会・総代が把握している公共的地縁組織の活動に限り**、

無料で印刷機を利用することができます。

４　営業活動、宗教活動、政治活動、学校行事を目的としたものは印刷できません。

５　大平、東部、六ツ美は支所窓口へ申込書を提出してください。

※支所閉館時は、各市民センターで申込書の受付をします。

（様式第１号）

記載例（町役員の場合）

地域活動支援印刷申込書

印刷日　　令和〇　年　〇　月　〇　日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者 | | 団体名 | 〇〇町内会 | | |
| 氏名 | □□　□□ | | |
| 総代の印刷機  利用承認  ※町総代本人の場合は、同上を〇で囲ってください | | 総代氏名 | 同上  ※自署であれば押印不要  　　　　　〇〇　〇〇　印  ※総代の自署でない場合は押印が必要です。 | | |
| 町内会名 | 〇〇町内会 | | |
| 製版回数  （原稿枚数） | １０ | | | 印刷枚数 | ２００ |

**●　印刷機使用上の注意**

１　印刷用紙は持込をお願いします。

２　印刷物を１部提出していただきます。

３　**学区総代会・町内会・総代が把握している公共的地縁組織の活動に限り**、

無料で印刷機を利用することができます。

４　営業活動、宗教活動、政治活動、学校行事を目的としたものは印刷できません。

５　大平、東部、六ツ美は支所窓口へ申込書を提出してください。

※支所閉館時は、各市民センターで申込書の受付をします。

（様式第１号）

記載例（その他団体の場合）

地域活動支援印刷申込書

印刷日　　令和〇　年　〇　月　〇　日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者 | | 団体名 | 〇〇老人会（〇〇子供会、〇〇社教委員会など） | | |
| 氏名 | △△　△△ | | |
| 総代の印刷機  利用承認  ※町総代本人の場合は、同上を〇で囲ってください | | 総代氏名 | 同上  ※自署であれば押印不要  　　　　　〇〇　〇〇　印  ※総代の自署でない場合は押印が必要です。 | | |
| 町内会名 | 〇〇町内会 | | |
| 製版回数  （原稿枚数） | １０ | | | 印刷枚数 | ２００ |

**●　印刷機使用上の注意**

１　印刷用紙は持込をお願いします。

２　印刷物を１部提出していただきます。

３　**学区総代会・町内会・総代が把握している公共的地縁組織の活動に限り**、

無料で印刷機を利用することができます。

４　営業活動、宗教活動、政治活動、学校行事を目的としたものは印刷できません。

５　大平、東部、六ツ美は支所窓口へ申込書を提出してください。

※支所閉館時は、各市民センターで申込書の受付をします。